

高校生対象給付型奨学金

まなべる基金 緊急支援奨学金
募集要項

公益財団法人

東日本大震災復興支援財団

募集要項

1. 応募資格	<p>以下の(1)～(5)の全ての項目を満たす生徒。</p> <p>(1) 平成7年4月以降に生まれ、東日本大震災発生時に岩手県・宮城県・福島県の、高等学校、高等専門学校、もしくは高等専修学校等(以下「高校等」という。)、または中学校に在籍しており、かつ、以下のいずれかの条件を満たしている生徒。 ① <u>応募時点で高校等に在籍している。</u> ② <u>平成25年4月1日時点で高校等に在籍していることが見込まれる。</u></p> <p>(2) <u>東日本大震災発生時に家計を支える方が岩手県・宮城県・福島県に居住していた生徒。</u></p> <p>(3) <u>東日本大震災の影響により、受付期間内に、以下の例のような理由で家計が急変し、それにより進学・修学が困難な生徒。</u> 例: ① 家計を主に支える方が、死亡した。 ② 家計を主に支える方が、傷病により長期療養が必要となり、就業できなくなった。 ③ 家計を主に支える方の勤務先、または経営企業の倒産・休業により失業した。 ④ 会社の業績悪化などにより、家計を主に支える方の収入が、大幅な減収となった。 ⑤ 家計を共にする家族が、要介護者になり、家計の支出が著しく増加した。 ⑥ 家計を共にする家族が障がいを負ってしまい、家計の支出が著しく増加した。 ⑦ 家計を共にする家族が、傷病により長期療養が必要となり、家計の支出が著しく増加した。</p> <p>(4) 応募時点で、「まなべる基金」第1期・第2期を含む他の給付型奨学金(奨学一時金・学校独自の給付型奨学金を含む)を受給していない生徒。(中学3年生の場合、継続して高校等まで給付型奨学金を受給する場合は申込できません。)</p> <p>(5) <u>希望を持った高校生活を送る意欲のある生徒。</u></p>	
2. 受付期間	平成24年10月9日から平成25年8月末日までの期間中随時	
3. 奨学金の金額	月額20,000円(返済不要)	
4. 給付期間	当財団の指定する給付開始月から最長平成26年3月までの期間。	
	【高校等に在籍している生徒の場合】 給付決定月から平成26年3月までの期間 ※平成25年4月～平成26年3月分については、平成25年4月時点で高校等への在籍が確認できた場合のみ給付します。	【平成25年度高校入学予定の生徒の場合】 平成25年4月から平成26年3月までの期間。
5. 給付スケジュール	別紙を御覧ください。	
6. 募集人数	若干名	
7. 選考	ご提出いただいた応募書類に基づき、応募者の経済状況(家計の困窮度、家計困窮の緊急度)や	

	<p>家族構成、課題作文などをもとに、採否の選考を行います。選考の結果や、奨学金予算総額、定員などにより、採用されないことがありますので、予めご了承ください。</p>
8. 応募書類	<p>A: 奨学金願書(全ページ) B: 課題作文 C: 23年分、24年分の所得証明書(世帯全員分) ※コピー可 ※中学生以下のお子様はご提出不要です。 D: 住民票(戸籍筆頭者が記載されているもの・世帯全員分) E: 推薦状(家族以外の第三者からの推薦状) F: 金融資産残高が分かるもの(通帳、取引残高報告書等のコピー) G: 家計急変の事由が確認できる書類 ※コピー可 ※以下の例ような、家計急変事由の発生と、その日付が確認できるものをご提出ください。 ※複数の事由がある場合、それぞれの書類を添付してください。 ① 就業状況を証明する書類(雇用保険受給資格者証・離職証明書・廃業届など) ② 負債の状況が客観的に分かる書類(借用書・返済の内容がわかる書類など) ③ 戸籍謄本 ④ 障害者手帳の写し ⑤ 介護保険受領資格証明書の写し ⑥ 医師の診断書 など H: アンケート・写真添付書</p>
9. 応募方法	<p>応募書類は、学校を通して当財団に提出していただきます。応募者は、上記の応募書類を現在所属する中学校または高校等の奨学金担当の教諭に提出してください。</p>
10. 選考結果の通知	<p>申請月の翌月を目安に、学校経由で通知します。</p>

11. 注意事項	<p>(1) 受給者が、休学や長期の欠席をする場合、奨学金の支給を停止する場合があります。就学を再開した場合、当財団の判断で奨学金の支給を再開します。(時期や状況によっては、再開できないことがあります。)</p> <p>(2) 受給者が、次のいずれか 1 つに該当した場合には、奨学金の支給を停止することがあります。なお、⑪～⑮のいずれかに該当する場合は、支給済みの奨学金の返済を求める場合があります。</p> <p>① 「1. 応募資格」に該当しなくなった場合</p> <p>② 卒業・退学等により高校等に在籍しなくなった場合</p> <p>③ 修学が継続できない場合</p> <p>④ 当財団が別途定める受給者の報告義務等を怠った場合</p> <p>⑤ 真摯に学業に取り組んでいると認められない場合</p> <p>⑥ 在学で処分を受け、就学に支障が出る状況になった場合</p> <p>⑦ 素行が著しく不良であると認められる場合</p> <p>⑧ 受給者の違法行為により、有罪判決を受け、または家庭裁判所の処分を受けた場合</p> <p>⑨ 当財団が受給者と連絡が取れなくなった場合</p> <p>⑩ 受給者が死亡した場合</p> <p>⑪ 応募書類等の記載事項に虚偽がある場合</p> <p>⑫ 受給者が反社会的勢力であるかまたは反社会的勢力と何らかの関わりを有する者であると認められる場合</p> <p>⑬ 奨学金が違法行為または公序良俗に反する行為に使用された場合</p> <p>⑭ 奨学金が営利活動または営利活動の宣伝を目的とした活動に使用された場合</p> <p>⑮ その他、奨学生として適当でない事実があり、当財団が合理的な事由により受給資格がないと判断した場合</p> <p>(3) 当財団は、奨学金の適正な支給のために、応募者、受給者または在籍校に追加の資料の提出や報告を求める場合があります。</p>
12. 報告	<p>(1) 受給者には、高校等での活動状況について報告書を提出していただくことがございます。その際は在籍校を通じ、お知らせします。</p> <p>(2) 以下のような変更があった場合、受給者または保護者は、変更があったから 1 か月以内に在籍校を通じて当財団に報告してください。</p> <p>① 当財団に申告している情報(住所、氏名、連絡先、保護者、振込先口座など)に変更があった場合</p> <p>② 高校等での在籍状況に変更があった場合(転校、休学、長期欠席、留年、留学、退学など)</p> <p>③ 本人の死亡</p>
13. 現在中学 3 年生の方への支給条件	<p>平成 25 年 4 月に高校等に入学を希望している中学 3 年生については、高校等に入学後、高校等からの在学証明を提出してください。その在学証明の提出を奨学金支給の条件とします。</p>
14. 主催	<p>公益財団法人東日本大震災復興支援財団</p>

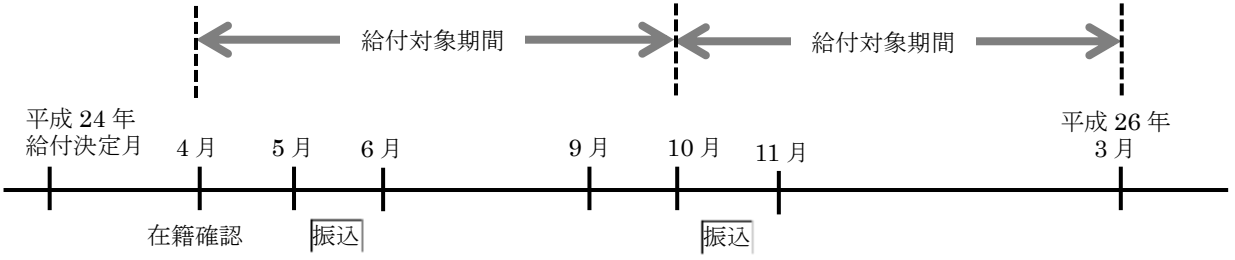
募集要項（別紙）：給付スケジュール

高校等に在籍している生徒の場合

平成24年度内に採用された場合	<p>給付決定月から平成25年3月までの給付分</p> <p>給付決定月～平成25年3月分を、給付決定月の翌月末までに一括でお振込みします。</p> <p>平成25年4月から平成26年3月までの給付分</p> <p>平成25年4月時点の在籍確認を行い、在籍が確認できたことを条件に、平成25年4月～9月分を平成25年5月末までに、平成25年10月～平成26年3月分を平成25年10月末までに、それぞれ一括でお振込みします。</p>
平成25年4月～8月の間に採用された場合	<p>給付決定月から平成26年3月までの給付分</p> <p>給付決定月～平成25年9月分を、給付決定月の翌月末までに一括でお振込みします。また、平成25年10月～平成26年3月分を、平成25年10月末までに一括でお振込みします。</p>

募集要項（別紙）：給付スケジュール

平成 25 年度高校入学予定の生徒の場合

<p>平成 24 年度内に 採用された場合</p>	<p>給付決定から平成 26 年 3 月までの給付分</p> <p>入学後した学校の在学証明書の提出を条件に、平成 25 年 4 月～9 月分を平成 25 年 5 月末までに、平成 25 年 10 月～平成 26 年 3 月分を平成 25 年 10 月末までに、それぞれ一括でお振込みします。</p> 
<p>平成 25 年 4 月～8 月の間に 採用された場合</p>	<p>給付決定月から平成 26 年 3 月までの給付分</p> <p>給付決定月～平成 25 年 9 月分を、給付決定月の翌月末までに一括でお振込みします。また、平成 25 年 10 月～平成 26 年 3 月分を、平成 25 年 10 月末までに一括でお振込みします。</p> 